

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主 行動計画

社会保険労務士法人イージーネット

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～平成7年12月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児短時間勤務など
制度の周知や情報提供を行い、男女を問わず子育てをしやすい環境を作る。

<対策>

- 令和3年1月～ 制度に関するパンフレットを作成し社内イントラネットに掲示
- 令和3年2月～ 法改正の都度、変更点等を情報提供する
- 令和3年4月～ 社内で利用可能な制度について説明会を適宜実施（1年に1回）

目標2：男性従業員が育児休業等を取得したり、子育てに参加しやすい環境を作る。

<対策>

- 令和3年1月～ 男性の育児休業についての理解を深めるため情報収集開始
- 令和3年1月～ 業務分担・業務マニュアルの作成・人員配置などの見直し
- 令和3年1月～ 社内で業務マニュアル等についての研修を定期的実施
- 令和3年2月～ 男性社員より育休取得や子育てのための休暇についてのフィードバックを社内に共有。
- 令和3年3月～ 男性従業員との面談を定期的実施（半年に1回程度）

目標3：時間外労働の削減と年次有給休暇の取得率の増加を目指す。

<対策>

- 令和3年1月～ 業務分担・人員配置などの見直し
- 令和3年10月～ 時間外労働時間の推移を分析、定期的なフォローアップ
- 令和3年11月～ 年次有給休暇の取得率の分析、取得率を上げるための対策を立てる